

1)濃厚接触者について

令和2年4月20日、国立感染症研究所 感染症疫学センターより、濃厚接触者の定義や濃厚接触者への対応が新たに示されました(「7. 参考資料・サイト」5)より抜粋・加筆)。

(1)「濃厚接触者」の定義

感染確定者(以下「患者」とする)の症状を呈した2日前から接触している人のうち、以下の状況に当てはまる人です。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった人
- ・適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた人
- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人
- ・その他、手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった人(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

(2)濃厚接触者への対応

○ 濃厚接触者の健康観察期間中は、保健所が指導をします。

[主な指導内容]

- ・咳エチケット及び手洗いの徹底
- ・健康状態への注意
- ・廃棄物処理、リネン類、衣類等の洗濯の扱い(通常通りに取扱う)
- ・不要不急の外出の自粛と、やむをえず移動する際の公共交通機関利用の自粛
- ・外出時のマスク着用及び手指衛生等の感染予防策

○ 原則として、健康観察期間中の無症状の濃厚接触者は、新型コロナウイルスの検査対象とはなりません。しかし、濃厚接触者が医療従事者等、ハイリスクの人に接する機会のある業務に従事し、感染状況の評価が必要と考えられる場合や、クラスターが継続的に発生し、疫学調査が必要と判断された場合は可能な限り検査を実施します。

○ 「濃厚接触者」と同居している人は、マスクの着用及び手指衛生を遵守します。

※詳しくは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和2年2月4日健感発0204第1号)及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」(令和2年2月12日厚生労働省健康局 結核感染症課事務連絡)を参照してください。